

第14回小樽市自治基本条例策定委員会

- ・日 時 平成23年7月6日（水）15：00～17：30
- ・場 所 小樽市役所 本庁別館 6F 第2会議室
- ・出席者 横山会長、石黒副会長、荒田委員、小笠原委員、佐藤委員、
神野委員、田口委員、中委員、栗田委員（山埜委員欠席）
（事務局）上石主幹、布主査

（事務局 布主査）

皆さん、お忙しいところ大変ありがとうございます。只今から第14回小樽市自治基本条例策定委員会を開催したいと思います。今回の資料としましては、委員長メモと前回の議論の主な意見をまとめてございますので、御参考として頂きたいと思います。それでは議事進行を横山会長よりお願いいたします。

（横山会長）

前回、参画についての定義ですとか、参画をどのように捉えるとか、参加、協働、コミュニティについて少し議論しましたが、今日は更に深めた議論をしたいと思います。

委員長メモを用意してあります。参加、協働、コミュニティについてであります。幾つか読み上げておきたいと思います。それと、右側に前回の委員会での皆さんの意見が載っております。最初の論点として、参画がよいのか参加がよいのかということですが、この点につきましては皆さんから意見が出ております。二つ目は、市民がまちづくりに参画する権利ということですが、論点としては参加する権利の側面だけを規定するのか、それとも市民は参加する必要があるという責務まで規定するほうがよいのかというのが論点になると思います。それと、未成年者の参加についてはどのように規定するか。そして3点目については、もし参加について責務まで規定するならば、市民が参加しないことによる不利益条項を入れたほうがいいのか、入れなくてよいのかという問題が出てくると思います。帯広市の場合、参加について責務も規定していますが、その代わりに不利益は受けないという規定でした。稚内市については、非常に柔らかい表現で参加を促すような規定でしたので、あえて不利益についての規定は入れていないです。ですから非常に強い調子で責務を書きますと不利益条項が必要になる、逆に柔らかい表現ですと必要はなくなると思うのです。その点が議論の一つです。それから4点目については、参画する仕組みの充実整備をうたうことが必要かということ、具体的にどこまで規定するかということです。まったく規定しないという考えもありますし、委員長メモにもありますが、具体的にできるだけ規定するという考えもあります。帯広市のようにパブリックコメント制度として1項設けていますので、そういう規定のしかたもあると思います。それと協働というのはどのように盛り込むのがよいか、その場合に協働の定義などを規定する必要があるかどうか、協働と規定するとき、行政と市民が対等なパートナーといった表現は必要かどうか論点であると思います。具体的にここの部分も参加の仕組みと同様に協働を具体的にどこまで規定するのかという点が論点としてあります。例としては委員長メモに例示しているような表現が考えられます。このことについて協働の定義も含めまして本日議論を深めていければよいと思います。議論の経過によっては、参画に入れたほうがよい文言と、協働に入れたほうがよい文言との整理も必要になるかも知れませんが、このあたりは部会で整理して頂きたいと思っております。

それから、コミュニティについての委員長メモがあります。このコミュニティについても協働、参画と結びつきの強い項目です。これも今日の議論の中で深めていただきたいと思います。論点としては、コミュニティだけを独立した章として扱い規定する必要があるのか、それとも参画、協働などの章に入れるのがよいのか。それから、用語の定義が必要か。コミュニティについてはそのものを規定するのではなく、コミュニティ活動に力点をおいて規定するのがよいのか。規定としては具体的に団体の種類など深く規定したほうがよいのか、などが議論のポイントになると思います。

前回、参画を中心に議論いたしました。今回はまとめて議論を深めていきたいと思っております。できれば今日議論をいたしまして、その後、部会でさらに議論していただいて、その上でまた委員会で議論したいと思います。ですので、今日、結論を出すということではなくて、アウトラインを固めるということで議論をしていきたいと思っております。議論の性格上、参加、協働で一つ、コミュニティで一つと分けて議論したいと思います。どうしても境界がはっきりしませんので、一部、コミュニティの内容が参加協働に入ってきて構わないと思っております。委員長メモはあくまで議論のきっかけ作りということでありますので、これに拘る必要はございません。それでは御議論をお願いいたします。

前回の議論ですと、「参画」よりも「参加」の表現の方がよいということでありましたので、その点からでもよろしいのでお願いいたします。中委員いかがでしょうか。

(中委員)

確固たる意見はないのですが、協働のイメージがこれからもっと緩やかに、ひろく行われていくようであればいいなと思っております。それで文言となると、易しく柔らかく、ちょっと噛み砕いた表現のほうがイメージしやすいと思っております。コミュニティについては委員長メモの4番目にあります、噛み砕いた表現のほうがイメージしやすく分かりやすいと思っております。

(横山会長)

ありがとうございます。協働というときには、結局、行政は行政、市民は市民、議会は議会としてそれぞれ役割があると思っておりますし、それぞれの置かれている状況というのもあると思っております。そういうものを十分に尊重しながら、どちらかがどちらを使うというのではなくて、それぞれの役割を尊重しながら対等に仕事していく。協働とはこういうことだと思います。よく市民の皆さんの中には、協働とは行政が市民をコスト的に安く使ってばかりいるという人もいます。実際、そういうことがなかったかという、やはりあったとは思いますが、ただこれからの時代の協働というのはそういうものではなくて、対等な立場で、行政は行政の役割がある、市民は市民の役割がある、それらを踏まえてどのように結びついていくかという視点が必要になってくると思っております。そういったことを自治基本条例では協働と多くの自治体が規定してきたのですけれども、そういう協働をどのあたりまで規定したらよいのか、この点が一つポイントになると思っております。

それから、色々な自治体で自治基本条例の中に協働の規定がありますけれども、小樽としてはどういうところでオリジナルの色を出せないかという点も検討して頂きたいと思っております。

(中委員)

今の文言の話に関係はないかもしれませんが、私たちが地域で行っている活動で、行政とどうしても協働しなければならないことがあって、具体的な目標としては、朝里川という地域4キロくらいある遊歩道を繋げて行って、そこに桜の並木を植えていきたい、そしてそこに親水ゾーンを作りたいと思っております。そこで経済的な発展というまで考えてはいないのですが、地域の住民の憩いの場とするような運動を行っているのですが、まず、住民から行政に対して、やりたいことについて提案をする。そこに河川敷ですので北海道の許可も必要ですし、小樽市の観光振興室などのサポートも必要なのですが、住

民の希望だけが優先してどんどん取り入れてもらえる訳でもなく、行政は行政の都合もあって、できることと、できないこともある。そこに、小樽市と北海道との関係もある。そういう中で私たちは徐々に遊歩道を伸ばして行って、桜並木を植えている状況なのですが、なかなかヴィジョンを交換する場というか、大きな展望でもって話し合いをする場が無く、もっと町内の展望も含めて小樽市と一緒にやっていきたいと思いつつながら、事あるごとに相談には行きますが、なかなか、観光振興室でいうと人事異動や所管の事業がありますから、なかなか相談してプロジェクトの形となって動いていくということにならない状況です。私たちとしてはもっと行政と結びついて、将来小樽を展望できるようなテーブルに着きたいと思うのですが、なかなか進まないという現状があって、だからといって小樽市がよくないというわけではないのですが、そのあたりがもう少しスムーズに行くといいと思っています。

やはり市民が行政と一緒に思っているのもそう簡単にはいかない。でも、そうだからといって何も考えなければいいということではないのだから、ねばり強く働きかけるべきだし、行政も、もうちょっと歩み寄りやすくなればいいのではないかと思うことはあります。

(横山会長)

ありがとうございます。今の段階でなかなか行政との意思疎通ができていないということなのですが、そういうことは沢山あると思います。ですから自治基本条例の協働の項目に盛り込むことによって、行政も条例を意識する、市民も意識するという関係ができてくると、条例を意識しながら考える、施策展開するというようになってくるかもしれないです。ですから今ある課題を意識しながら条例策定をしていくことに意味があります。

(神野委員)

よろしいでしょうか。「参画」と「協働」について別々の章で構成している自治体もあり、「参画」だけ章として規定している自治体もありますが、私のイメージとしては、市民と行政が、一緒にまちづくりをするために市民に参加してもらうイメージがあり、協働のためには参加しなければならないという考えなので、必ずしも別々で項目を作らなくてもいいのかなと思います。

(横山会長)

ありがとうございます。実際には文言として規定したときに、重なり合う部分ではあります。重なるのであれば参加だけでいいのではないかと、協働だけでいいのではないかなど、本当に重なり合う部分が多いので、どちらかだけでいいのではないかと議論も成り立つと思います。コミュニティの部分も含めて重なってくると思います。

(神野委員)

私が最初に思ったことが、「参画」は行政が主体で行っていることに対して市民が入っていくというイメージで、「協働」は行政と市民と一緒に何かを行うという印象を受けました。

(横山会長)

確かに「参画」は「参加」よりも具体的であるという評価や、抽象度は参加の方が高いという評価をする人もいます。他ご意見いかがでしょうか。田口委員いかがでしょうか。

(田口委員)

前回の委員会では、「参加」か「参画」どちらかということで、「参加」であれば普段から使っている言葉なのであえて定義もせず、分かりやすいので「参加」でいいのではないかと話をしたのですが、「協働」となると、参加と協働はセットなのでしょうけれども、意味合いが違ってくるので、「協働」というのは文字を見ればイメージは分かりますが、かといって普段から使う言葉ではないので、定義はしたほうがいいのかと思います。定義のどこまで具体的にというのが難しいですが、それぞれの役割分担などは入れるべきとい

う気はします。

(横山会長)

「対等のパートナー」といった表現はどうでしょうか。

(田口委員)

決して間違えではないので、いいと思います。前回の委員会で、佐藤委員だったでしょうか発言されていましたが、まちづくりについて熱意のある人は、「協働」という言葉も普段から使っているかもしれませんし、意味も分かるでしょうし、自治基本条例で規定しなくても行動する人が多いと思いますが、条例自体をそういう人に合わせて作ってしまうと、普段まちづくりに参加をしない人や興味が無い人にとっては無縁に見えてしまうかもしれないので、むしろ、まちづくりに興味が無い人を基準に、規定する言葉を選んだほうがいいのかと少し思っています。

(横山会長)

「協働」についての定義、基本原則は委員長メモの5番目にもありますし、田口委員のご意見では役割分担も規定するという事です。そして、委員長メモの6番にもありますように、どこまで具体的に規定するかということ。委員長メモの6番の最初は役割分担について書いてあります。2番目は施策整備、3番目は市民の自主性、主体性の尊重、4番目は参加・協働のきっかけ作りに市が努力する、5番目は団体相互の情報交換や活動拠点の確保とあります。より具体的になってきていると思います。田口委員はどのくらい具体的なのがよいと思われませんか。

(田口委員)

私でしたら、一番の役割分担ですね。

(横山会長)

役割分担についてですね。それ以上の具体性は必要ないといったところでしょうか。

(田口委員)

そうですね。色々な意味でそれ以上具体的に規定すると、プレッシャーが高まってくる気がします。

(横山会長)

ありがとうございます。佐藤委員いかがでしょう。

(佐藤委員)

「協働」ということについて、市民と行政が対等な立場でお互いに尊重しあうということについては、いいと思います。ただその中で、「参加」ということになると、主体的ではなくて、そこにいるということに加わるというイメージです。「参画」の場合には、集団の中においてリーダーシップを発揮できるわけです。例えば色々なコミュニティ活動を行ったり、色々な集団ができたときに、自分が違った形でリーダーとして、その集団を動かしていけるということがあると思うので、「参画」ということであれば同じ目線で、まちづくりについての議論が成り立っていくような気がします。だから、市と色々な活動をする場合、やはり私は、市に「参加」するのではなくて、市と「参画」するという形で色々なものを取り決めていくというイメージです。「参画」ということにこだわるのは、「参加」になると主体性を持っているのは市というイメージがあります。

一方で市と同等な立場で発言できて、どちらがリーダーシップをとっても良いイメージがある「参画」というものを介して、「協働」するというイメージがあるのです。ですので、言葉の使い方として、どこまで意識して条例に盛り込んだらよいのかなというのがあります。小樽の場合、コミュニティを含めた、ある程度色々なものが出来ているという歴史があります。ところがそれを実際の活動や運動に結びつけたりというところが、ここ20年、30年で衰退して行って、どちらかというと行政の主導に頼っている状況が、うまく機能してきた。ところが、まちの活性化ということに論点が移ってきて、なかなか行政の主導では色々

問題が出てきた。それでは市民が立ち上がらなくてはいけないということで、そういう体制がここ5、6年で出来つつある。だから市民も行政と対等な立場で、色々な意見を交換して、一つのまちづくりに向かっていくという意味では、「協働」と「参画」というのはセット的に私は考えています。

市民の側からすると、「参加」という言葉は非常に馴染みやすいとは思いますが。その大事さについても私のかなでは迷っている部分ではあります。

(横山先生)

ありがとうございます。「参加」よりも主体的な意味合いの「参画」のほうが言いというご意見ですね。荒田委員いかがでしょうか。

(荒田委員)

今、見ていたのが、委員長メモの5番目にあります「対等のパートナー」ということは、定義に入れるのであれば、入れたほうがいいかなという気はしました。それと、6番目の具体的に盛り込む事項については、小樽には民間で様々な活動をしている団体があるのですが、本当にまちづくりに熱意のある人というのは、ごく一部の人だろうなという気はしています。ですので、まちづくりの関心を一部の人だけでなく、もっと多くの人たちにも持ってもらおうとすることで、市内に漂っている経済的な閉塞感をいい方向に持っていかれるかもしれないと考えているのですが、委員長メモにもあります、きっかけ作りについて、それを進めていって参加の裾野を広げるというのがいいと思いますが、この部分の主語として「市が」ということなのかなと思ったのですが、市が主体的にリーダーシップをとってやって行けばいいのか、市がやらないのであれば民間がやればいいのか、というものでもないと思うので、ここはお互いに対等に、どちらが主導してもいいと思ったので、その主語がどういう扱いなのかが疑問としてありました。あと、団体相互の情報交換や活動拠点の確保といったことについては、団体の活動を活発化させるということでは大事とは思いますが。

条例に規定する文章としてどこまで具体的ということを考えて、6番の1と3がイメージとして、いいと思いました。

(横山会長)

ありがとうございます。私がいままで他の自治体で「協働」の部分で議論した中で色々な委員の方から出た意見を参考にしながら、より具体的な規定ということで書いてみました。その中の一つの協働のきっかけづくりということについては、ある自治体でアンケートなどをとってみると、市民の方々が、参加、協働して色々活動したいのだけれども、活動のきっかけがよくわからない。団体に入っている人は分かるのでしょうかけれども、個人であった場合そういう声がしばしば聞かれます。そこできっかけづくりということなのですが、そうなりますと、実際には活動拠点の確保など、そこに行けば何とかありますとか、そういうことも含めてイメージしたものですから、「市が努力する」というように表現しました。それから担い手になるような人も育てていかななくてはいけないのではないだろうか、という議論が結構ありましたので、そういった人材育成、それからNPOも含めて色々な活動団体がありますが、お互いに横の連絡や情報交換がなかなかできていない。その部分について、解消されてくると、まちづくりの推進ということに効果があるのではないだろうかという議論もありましたので、そういう表現も盛り込んでみました。ただ、より具体的にやりすぎている可能性はあります。小笠原委員いかがでしょうか。

(小笠原委員)

今の先生のご説明で大分理解できました。そして、委員長メモの6番目、協働をどこまで具体的に規定するかということですが、個人的にはより具体的の方がいいと思います。例えば、今までまったくまちづくりを考えていなかった人に対してもある意味で啓発するものであればいいと思います。ですから、まちづくりについ

て分かる人に対しての文章ということではなくて、何も意識もしていなかった人たちに対して、こういう条例をきっかけとして、まちづくりをがんばろうとか、もっと主体的に関わろうという人が一人でも増えればいいというのが私の考えです。そういった面では、先ほど田口委員がおっしゃっていましたが、できるだけわかりやすく、あまり難しい言葉を並べないで、もし、説明が必要であれば、積極的に説明を入れるべきだと思います。

(横山会長)

少し具体的に書いたほうがいいでしょうか。

(小笠原委員)

具体的にと思います。

(横山会長)

きっかけづくりですか。

(小笠原委員)

そうですね。ですから、まちづくりについてどういうきっかけで興味を持つかということはその人それぞれだと思います。ですからどういう人でも、この自治基本条例をきっかけに、まちづくりに興味を持つような文言がいいと思います。

(横山会長)

どうもありがとうございます。栗田委員いかがでしょうか。

(栗田委員)

私は、欠席もありますのであまり自信は無いのですが、「参加」と「参画」のどちらかということについては、私は「参加」の方がいいのかなと思います。それと、協働についてどこまで具体的に規定するのかということについては、具体的に規定したとしてどれだけの人が参加してくれるのかなという疑問もあります。要は、参加するかしないかは、その人の意思によるところが大きいと思います。条例を見なくても参加する人は参加すると思います。できればこういう条例も、こまかく手取り足取りということよりも、大まかに決めて、その都度、まちづくりについての考えがあった場合に相談できる仕組みづくりを、行政と民間それぞれで確保して積極的な働きかけをすることが必要だと思います。あまり具体的に文章で表現しても、どれだけ効果があるのかなと思っています。今まで色々な、条例などで文言が使われていますが、それがどれだけ効果があったかということを見ると、条例よりも、まちづくりに興味や疑問を持ったときに応えてくれる人や体制が大切と感じます。

(横山会長)

ありがとうございます。石黒先生いかがでしょうか。

(石黒副会長)

確固たる意見があるということではないのですが、以前の資料に市役所の庁内研究会の報告にあります。この中で、小樽市における市民協働の取組の現状というのがあります。もう一つは、小樽市の取組の事例として第3回目に小樽市における住民参加・協働への取り組みというのがあります。パブリックコメントなどが書いてある資料ですが、どちらを見ても今までは小樽市として協働ということをあまり打ち出してきていなかったのではないかという印象があります。自治体によっては、協働のまちづくりということをまちづくりの基本として、行政の方針として打ち出しているところもあると思いますが、資料を見ますと、と取組としてやっていることを幾つかは挙がっていますが、小樽市として市民との協働を基本原則に市政を進めますということが、無いように見えたのですが、そういう理解でいいでしょうか。

(事務局 布主査)

それにつきましては、総合計画の中で、市政運営の基本姿勢として位置付けられています。ただ、確かに

その資料にもありますように、実質的にはパブリックコメントにも代表されますように、市民参加という事業が多く、協働としっかり位置付けられているものは少ないのも事実です。

(石黒副会長)

資料では、名称を見ても協働とされているのは少ないように思います。小樽市として協働ということは実質的にあまり意識していなかったのかなと、間違った認識かもしれませんが思うのです。もしそうだとすると実態がこうだから、そこでの問題や足りない部分があるので改善するために、こういう部分を更に規定していきましょう、ということではなくて、実態がないところに、どういものを作ろうかと初めて議論している状態なのか、それともそれは誤解で、ちゃんと協働というものを打ち出しているものがあるし、行政運営でも反映していますよということなのか疑問に思ったものですから。無いとすれば一から作らなければならないと思います。

(横山会長)

小樽市には協働の指針というのは無いのでしょうか。

(事務局 布主査)

総合計画で位置付けられています。

(横山会長)

総合計画と別途に協働の指針のようなものは無いのでしょうか。

(事務局 布主査)

別個には指針は無いです。

(横山会長)

そうすると総合計画にはありますが、協働の指針はないということです。でも、自治基本条例では規定していくほうがよいでしょう。

(石黒副会長)

今までのご意見の中にも、市民と行政が対等な立場で参加して協働するということがありましたが、少なくともそういう要素は入るとのことですよ。

(横山会長)

そうですね。

(石黒副会長)

それから委員長メモのどこまで具体的に規定するかというところで、「市は～」といった形で始まっている規定については、協働を基本原則に入れるとしても、それを具体的に進めるために、市のやるべきことの中にこういった表現の規定が入って、市民のやるべきことの中に「市民は～」といった表現の規定が入ることがあり得る。その上には原則として、それぞれの役割を担いながらまちづくりを行うという規定があると思います。その下に具体的な役割として「市は～」 「行政は～」 という規定が入る。さらに具体的なものとして、施策の整備なども入れるほうがいいのか、それとは逆に抽象的な表現にとどめた方がいいのではないかと、このことを皆さんの意見として出して頂ければと思います。それを受けて部会での議論をいたします。部会で案を作ることを進めることになりますので。ですので、色々な疑問など出していただけますと議論も進みます。

(横山会長)

結局、対等なパートナーという表現を委員長メモに入れたのは、協働というテーマで施策を進める場合、名前は協働でも実際は都合よく市民が行政に使われているということが、市民の意識の中にある場合があります、そうではなくて、対等なパートナーとして役割を認識しますという言葉を入れないと、そういった

誤解のような意識が市民の中にあり続けることになるのではないだろうか、ということでこういう表現を入れました。それから具体的に規定するのがよいのかということについては、具体性については条例のスタンスにもよりますが、委員長メモにもありますように、人材育成や情報交換、活動拠点についても書いてありますが、市民要望としては、あると思います。ですのでかなり具体的なところまで書いてみました。どこまで具体的にという意見を出していただいて、次回は部会で更に検討して頂きたいと思っております。

(石黒副会長)

協働のところに入るかどうか未確定ですが、例えば、協働によるまちづくりというのを行政運営の規定の中に、協働によるまちづくりというものを推進していくためにも具体的なことを入れるということはある得ると思います。先ほどの中委員のお話にありました、行政と協働したくても道筋が見つからないなどは、具体的に新しいものは直ぐには思いつきませんが、そういうものがあれば、より市民の意見が行政に反映するのではないだろうかとか、或いは、自治体運営が一新されるのではないかなど、それは文言としては思い浮かびませんが、そういうことも規定しなくてはならないのではないかとすることを意見として出していただけたら、部会の議論も充実します。

(横山会長)

あと、参加の仕組みの充実・整備についてもかなり具体的なことですね。これも含めて具体的にどこまで規定するのかということについてご意見を頂きたいと思えます。あくまで抽象度を高めていった方が良いという考え方もできますし、具体的に書いたとしても、参加協働以外の部分に入れてもいいです。抽象性と兼ね合いの問題もありますし、意見も分かれているところです。小笠原委員はかなり具体的に規定した方がよいという意見ですね。

(小笠原委員)

具体的にというか、抽象的にではなく分かりやすくという感じです。細かく定義するということとは少し違うイメージです。

(横山会長)

あまり制度の充実、整備などを盛り込まない方がよいということでしょうか。

(小笠原委員)

基本的に必要とは思えます。更に噛み砕いたものがよいような気がします。

(神野委員)

よろしいでしょうか。完成した自治基本条例を読むことによって、それを読んだ市民の人たちにどのような影響を与えられるかを考えたときに、まちづくりに参加したい人が、参加しやすくするようになるのか、それまで、まちづくりに興味がなかった人たちが、参加した方がいいのかなと思ってくれるようになるのか、について両方大事だと思います。ただ、私は今までまちづくりに興味の無かった人たちが、よりまちづくりに参加しやすくするものにしたいなと思っています。具体性については、先ほどの小笠原委員もおっしゃっていましたが、具体的にといっても、言葉の意味を噛み砕いて自分の中で条例の文を読むことによって、協働についてどういうもので、どういうことをしなければいけないのかを実感できるような文章にしたほうが良いと思います。

(横山会長)

協働は定義もしたほうが良いでしょうか。

(神野委員)

はい。そうですね。

(横山会長)

協働は、言葉も難しいので定義をする。定義をするときに、それぞれの役割分担とか対等なパートナーなどといった表現を入れるということはどうでしょうか。

(神野委員)

それぞれの役割という表現についてはいいと思います。対等なパートナーという表現については、すごく個人的な意見ですが、一つの決まり文句のように感じたものですから。

(横山会長)

対等な立場で、といった表現もできますね。どこまで具体的に規定するかということではどうでしょうか。

(神野委員)

委員長メモに例示してある文を見ると、6番の最初の案でしょうか、これだと「それぞれの役割を担いながら、」というのを見ると、役割分担とはなんだろうと思います。

(横山会長)

役割分担というのは、市民の役割とか、行政の役割とか、市役所職員の役割とか責務とか、といったことについて役割自体について規定をすることになると思います。それでは、あまり具体的に規定しないほうがいいということでしょうか。

(神野委員)

そうですね。

(横山会長)

ありがとうございました。他のご意見はいかがでしょうか。

(中委員)

皆さんの意見を聴いて、なるほどと納得したのですが、文言ではなくイメージで考えていたのですが、前新谷市政、山田市政でも、市民と一緒に何かをしようという形はとっていたと思いますし、具体的なものは結構あったと思います。その動きは、新谷市政、山田市政を通して徐々にでも進んでいったと思います。でも、山田市政まで、協働とはいっても、市の職員に熱意など積極性があまり見られなかったイメージがあります。もちろん、市民サイドの積極性も疑問はあります。どうも、今までの小樽市職員の歴史があって、その殻を破れなかったのではないかと、これから殻を破る時代が来るのではないだろうか、そのときに行政がもっと今までの殻を破ってくるときに、市民もやる気になって取り込んでいくような体制作りができる街になっていけばよいと思います。今までも、新谷市政、山田市政と段階的に協働、参加ということについてはよくなっているとは思いますが、もう少しよりよい形にできるようになれば良いと思います。

(横山会長)

ありがとうございます。稚内市の場合、町内会が沢山あるのですが、地域によっては住民も少なく、高齢化も進んでいる地域がありまして、そういう地域に市が、まちづくり委員会を作りました。住民が少なく、高齢化も進み、人手が無い町内会を、市がまちづくり委員会として組織しました。そして市の職員をまちづくり委員会に派遣しています。委員会は、金曜や土日に開催されます。その派遣委員を職員のなかから公募する。そうしたときに土日夜間出勤の手当の問題については、地域の住民の方たちと同等ということで、ほぼ職員はボランティアです。大きい都市では、中々難しいかもしれませんが。

(中委員)

それと市民が、集団に入っていくとき、なかなか男女を問わず難しい部分があります。人間関係ができて2、3年たって親密になってこないと色々な活動への参加まで行き着かないということがあります。ですので活動自体の裾野を広げようとしてもなかなか簡単ではないです。活動に簡単に入っていける人はいいいとは思いますが、太いパイプになれる人はいったん中に入って活動するとずっと続いていくということで、何かのき

っかけといっても、いざ参加ということになるとハードルは高いなと思います。

(横山会長)

ありがとうございます。いま、帯広市で、まちづくり基本条例ができて5年くらい経過したので、見直し作業をしております。見直しというのは条文自体を変えろというふうにとらえがちですが、帯広では、むしろ、この条文自体がどのように機能してきたかということを中心にやっております。条文自体は変える必要はないだろうという方向性です。それぞれの条文がどのように機能しどのように実践に生かされたのか、課題は何かということを中心に議論しています。その際の作業の中で、最も重要な見直しや点検になるのは、やはり参加と協働になります。なぜかという、まちづくり基本条例を作った狙いの一つに、市民参加の裾野を広げようということがあります。確かに市民参加も徐々にですが、確実に進んできています。ただ、アンケートなどを取るとやはり、参加するきっかけがつかめないとか、そういう声が多いです。ですので、そういう声無き声を何とか取り込めないかという議論もしています。小樽市も今、自治基本条例を作って直ぐには効果が現れないと思いますけれども、また、4年、5年後に見直しをするというときに、条例のどこの部分は効果があって、どこの部分は効果が無かったという議論になると思います。帯広市では、協働、参加が議論になっていました。ですので、この部分をどのように規定するかが大切になると思います。ですので、特に参加・協働については部会に移行する前のある程度の方向性を示した方がいいです。

(佐藤委員)

よろしいでしょうか。私の考えでは、今の小樽の実情からいうと、沢山のボランティア団体はできつつあるのに対して、市に色々協力を要請すれば協力していただける部分もあります。でもそれは、こちらから声を上げなければなかなか裾野を広めて頂けない状況があります。上限30万のまちづくり協働事業についても、かなりの応募団体が増えてきているという現実があり、景観問題についても公園課で年間予算10万ほどだったと思いますが、申請すると補助していただけるという制度がありますが、そういう情報をどこで得るかにについては、なかなかチャンスが無い。ということになるといくら主体的で自主性を尊重されても、活動のきっかけを行政から与えて頂かないと、活動が鈍くなってくるわけです。必ず活動するにあたっては、啓蒙活動ですか、評価活動だとか、それを裏付ける財政的なものですかがないと活動ができないということと、啓蒙活動については、広報での紹介ですか、写真によってコンテストをやって頂くことによって、いままで年齢の高い層の人たちがやっていたことについて、参加したいという人たちが集まりつつあるというのが現実にはあります。逆にいうと、私たちの自主性とか主体性とか、行政のきっかけづくりとかは、委員長メモの6番の3、4番の規定を大事に使っていただけると、市民もどのようなきっかけづくりが必要か、行政も、どこに情報を発信すれば協働のまちづくりに繋がっていくのかがうまくいくのかなと思います。このまちづくりというのは誰のためかといえば、市民のためのまちづくりであるので、どんな人でもこういう条例を知ることによって、ボランティア活動を含めて参加することができます。ですので町内会などで担い手がないというのは、今までの固定された活動をそのまま活かそうとするので活動が鈍るのであって、新しいものやってみるとか、新しいものに形を変えていく努力といったことが、なかなか若い人に伝わっていかないということがあります。そして、いままであったものに固執するのが小樽の体質ではないかと思います。そういう意味では、先ほどの委員長メモの6番の3、4あたりが、条例を読んだ人にうまく伝われば良いと思います。

(横山会長)

ありがとうございます。すこし具体的なところまで規定した方がよいという意見ですね。あと、参加の仕組みの充実整理についていかがでしょうか。これも帯広市で議論しているのは、パブリックコメントというのは正案ができた後に実施なのです。そうではなくて、もう少し計画、立案している政策過程の段階で意見を述べられるような仕組みも作れないかという議論をしています。そういうところまで入り込んだ言葉を入れるのが

いいのかということです。

(佐藤委員)

よろしいでしょうか。その案件によって審議の仕方も違いますので、私は、例えばということで入れるのはいいと思いますが、例えばワークショップなどは今の流行ですよね、良いか悪いかは、4、5年条例を運用してみたの振り返りになると思いますが、そういう方法というのは時代とともに変わりますし、その制度を運用する人達によっても変わりますし、そういうことからいって、具体的な仕組みについて規定することにあまり必要性を感じません。

(横山会長)

ありがとうございます。他のご意見いかがでしょうか。

(田口委員)

よろしいでしょうか。皆様のご意見を聴いていると、この8人でもすごく色々な感じ方があって、私が委員長メモの6番の中で何が一番良かったかと思うかという、抽象的なほうが、条文を読む人がうまくそこに自分をあてはめられるのがいいかなと思ったので1番目がいいかなと思ったのです。6番目だったりすると、こんなに規定してあっても私できないな、という人がでてくるかもしれないので、それだったら1番目が良いと思ったのですが、同じ思いとしても、小笠原委員は、分からない人にとっても具体的に書いてある方が、ということも自分ができるんだということで、参加のきっかけになるというように感じる人もいます。

そして、佐藤委員は、市が努力するというところをおっしゃっていましたが、私はこの文章の中で一番気になっていたのが、悪い意味でこの「市が～」という部分で、先ほど荒田委員もおっしゃっていましたが、確かにきっかけづくりは市がしてくれないと困るところもあるし、市がきっかけづくりに協力してくれば、すごく色々なものが大きく動いて発展していくこともわかりますが、ただ、対等なパートナーという意味合いから外れるような印象です。市に依存しているような印象ですね。ただ市がやるのを待っている人とか、市がやってくれないからできないという人もいるとは思いますが、そうではなくて市が協力してくれば、より発展するというように良く思っている人もいらっしゃると思いますが、文言の取り方が人によって全然違うので、全員が100%理解できる文言はないと思うのです。そうなったときに、部会の方にはなるべく多くに人が、なるべく分かりやすく、感じ取れるものにしてほしいとは思いますが。

(横山会長)

ありがとうございます。私の委員長メモの書き方もこれでよかったかということもありますが、例えば「協働のきっかけづくりに市が努力する」ということについてですと、きっかけづくりに市が色々な努力をすることによって、より一層、協働は進みますよというニュアンスにはなっています。ここについて、対等なパートナーということと矛盾するのではということについては、対等なパートナーというのはそれぞれ役割としての条件が違います。例えば、情報などは行政が沢山持っていて、市民はもっていないです。ですので協働を実現するためには、行政が情報を沢山市民に提供しなくてはいけないと思うのです。ですから、対等なパートナーというのは、行政が沢山情報を提供して、お互い情報を共有しあうということもあるし、協働、参画のきっかけとしては、財政的な支援や、市の施設を活動場所として提供など、そういうようなニュアンスもこの中に入っています。ただこういう表現が良いかどうかというのは、ご指摘の通り「市が～」となっているので、もう少しよい表現があるかもしれませんね。いずれにしても、どこまで具体的に規定するかという問題はあります。ある程度の方向性が委員会で出せれば、部会も議論しやすいと思うのです。そこを決めないで部会の議論をすすめるということになると、部会も荷が重いということもあります。それから参加の仕組みの充実整備につきましても同様です。例えば、ワークショップなど具体的に制度も規定するのか、政策過程への参加の仕組みについても規定してもいいのかなという気がいたします。

(石黒副会長)

あと表現の仕方という意見の他に、内容として例えば、市民の自主的な取組に行政が深く関与するのはいいのかという意見もあり得ると思います。今の現状を考えると、集会場を提供したりとかしてくれるのなら、もっと活動も充実するけれども、そういう支援がないために意欲と関心がある人がそれなりに居ても、現実には活動している団体は少ないということなので、具体的に整備するべきではないかという意見もありますね。

意見がぶつかる部分もあるでしょうし、人によって関心のあるところも違うと思うので、そういうことも色々出していただいて、部会で議論して、方向付けをしてもう一度策定委員会で議論するような形になります。

文言はよくわからないけれども必要と思われる部分とか、入れないほうがいい内容とか、なんとなく印象として浮かんでいるものとか、色々意見を出して頂ければ、その意見の影響で他の方も色々意見が出るかもしれません。

(荒田委員)

よろしいでしょうか。今のお話で、協働の行政の役割の部分ですが、情報の提供、財政的な援助や、活動場所の提供などについて行政が積極的に打ち出していく、というような御説明がありました。そういったバックアップは、市民が色々な活動をやってみたくしたときに、財政的な援助ですとか、場所の提供など、市民からすると希望はあると思いますので努力はして頂きたいと思います。そして、参加を促すというのは、色々な組織に参加するということを考えれば、色々な目的のために様々な団体があり、そこに市民が参加しやすくするために市ができることということ、さきほどのバックアップの部分になるかとは思いますが、実際のプレイヤーは市民、バックアップは市、という役割分担がきちんと伝わればよいのかなと思います。

(横山会長)

ありがとうございます・石黒先生いかがでしょうか。

(石黒副会長)

今まで頂いた議論を元に部会で議論することにはなるとは思いますが、委員長メモにあります、文言整理についてとありますが、文言とはどういう内容でしょうか。

(横山会長)

条例の作り方にもよりますが、例えば、参加と協働に分けて章を設定したならば、この文言が参加よりも協働の方に入ったほうがふさわしいのではないだろうか、といったことです。よろしいでしょうか。

では次にコミュニティについて議論したいと思います。協働については定義をすること、役割分担とか対等なパートナーなど定義づけをはっきりすること、と考えていただくということでした。

コミュニティを独立した章として規定する必要があるのか、それとも、参画、協働に入れるのがよいのか、それと、用語の定義づけが必要かどうか、コミュニティそのものを規定するのか、それともコミュニティ活動に力点を置いて規定するのか、最後に実際の規定の仕方について具体的に規定した方がよいのか、以上4つのポイントについてですね。稚内市などは、コミュニティ団体や役割についてはかなり具体的に規定しましたが具体的に規定するのか、あまり深く規定しないのかということ。まず、用語の定義についていかがでしょうか。

(神野委員)

よろしいでしょうか。コミュニティについて、私は定義してほしいと思います。わたしもはっきりイメージできないのもあるのですが、今のイメージですと、市民が市民の中で、色々な人が何かのきっかけで集まり、活動していく集まりのようなイメージです。

(横山会長)

ありがとうございます。コミュニティを抽象的に定義した方がよいのか、具体的に定義した方がよいのか

というポイントもありますが、これも難しいです。稚内市の場合では、第3条の第6項で定義はしていますが定義自体が具体的になっています、「「コミュニティ」とは、住んでいる地域を単位とした町内会、テーマ別に活動しているボランティア団体などの心豊かな生活を目指して結ばれた多様な組織をいいます。」というように具体的な団体を入れて規定されています。もちろん、このようなかなり具体的な規定ではなく、抽象的に規定をすることもできます。

(石黒副会長)

コミュニティを定義するかどうかというのは、コミュニティについてどういう内容のものを入れるのかというのがないと、定義もできないと思います。それぞれの委員の方がイメージするものに、中核的なもの、共通なものという風になると思いますが、どのように位置付けて運営ですとか、扱いですとか、役割ですとかがあって、そういうものを認める団体とはどういうものかとなって、定義していくということになると思います。それとコミュニティを条例の中に入れるのか、入れないのかということですが、どういう団体を想定するのかというのはあります。先ほどの協働でもありましたが、行政と対等な立場で、それぞれの役割でというのがありましたが、そういう市民の立場の団体という形になると思いますが、市と対応する役割分担を担っていく主体といいますか、市民による団体というか、それがコミュニティという考えかなと思いますが、それでいいのかどうか。

(横山会長)

どちらかという、稚内市にしても帯広市にしてもコミュニティ活動としていますね。そうなるのかなり具体的に書く必要がでてきます。中委員いかがでしょうか。

(中委員)

この自治基本条例の策定委員会に参加させてもらって、2つ大きな問題があると思っていたのですが、1つが、先ほどの小樽市の姿勢としての進化。もう1つが、コミュニティが非常に薄れていて、このままだと、いくら小樽市が、がんばったとしてもコミュニティが薄れていると、実際問題、良いまちにならないと思います。

となると、このまちを一人一人が支えているという、特に町内会の足場を固めていくというのが非常に重要なので、もっと個々の町内会が誇りをもって助け合う社会を目指していくというのが、今回の大きな目的の1つなのかなと捉えています。この時代の中で、意見をまとめたり、協働で何かをやっていくということが、だんだん難しくなっているように思いますが、やはり意見を交換しながら歩調を合わせる努力が小さい単位で充実していかないといけないと思います。特に町内会、老人クラブを重く考えていくべきではないかなと思います。

(横山会長)

町内会とか、老人クラブとか、かなり具体的に規定した方がいいでしょうか。

(中委員)

他の部分との整合性もありますので、どのような文言がよいかはっきりとイメージできないですけども。分かりやすさでは、分かりやすいほうがいいと思います。

(横山会長)

ありがとうございます。小笠原委員いかがでしょうか。

(小笠原委員)

例えば、片仮名を敬遠する人が意外に多いです。というのも、我々はコミュニティというイメージが浮かびますが、それもできない人が、特に小樽市は高齢化してますので、多いのではないかと思います。ですので、コミュニティの意味も含めて規定していかないと、まず最初に、理解してもらえないのではないかなと思います。そして、それをどんどん読んでいくと、身近なことだということが分かると思いますけれど、そこをしな

いで、いきなり用語ありきで規定していくと、本来身近なものなのに理解されない可能性もあります。そういう意味で、コミュニティという言葉を使うなら、定義はきちんとあった方がいいと思います。委員長メモのそれ以外の部分については、できるだけ具体的に規定をした方がいいと思います。規定のしかたとして、色々な団体が例示されていますが、そこに自分が関わっている組織でイメージできればと思います。何も関わっていなければ、この組織を見て、何に関わっていいのかなど考えることも1つのきっかけづくりになると思います。

(石黒副会長)

コミュニティという言葉自体にこだわりをもっていらっしゃる方はおられますか。コミュニティという言葉は外せないというように。町内会のような名称は外せないような気がしますが、コミュニティという言葉が大事とっていらっしゃる方はおられますか。いなければ外すということではないですが。

(荒田委員)

よろしいでしょうか。コミュニティというものは規定しなくてはいけないものでしょうか。

(横山会長)

規定している自治体と、規定していない自治体もあります。

(事務局 布主査)

第12回の資料に他市の規定状況の一覧を掲載しております。道内では札幌市、江別市、函館市、苫小牧市が規定をしていません。

(荒田委員)

よろしいでしょうか。コミュニティという言葉が、条例の中でどういう位置づけか、まだはっきりイメージできないですが、言葉の意味としては分かるような気がしますが、コミュニティとは、まちづくりのために活動する団体を指しますといった説明があると分かりやすいかなと思います。

(横山会長)

どこまで具体的または抽象的に規定するかというのが問題です。稚内市はできる限り具体的に規定しました。稚内市の第13条のコミュニティの規定のように具体的に規定するのがよいのか、もっと抽象的な押さえとして規定すべきか。

(石黒副会長)

今の稚内市の場合、コミュニティの位置づけとしては、まちづくりの担い手ということですね。

(横山会長)

まさにそうです。

(石黒副会長)

まちづくりの担い手という意味で、市民と行政が対等な立場で、まちづくりを協働で行うとした場合、もちろん個人一人一人でも参加して行政と協働ということも可能とは思いますが、行政と対等な立場でということになれば、ある程度人数のまとまった団体というのが想定されますので、その団体を活性化しないとまちづくりも活性化しないということがあります。では、担い手となり得る団体とはどういうものかということです。娯楽的な集まりまで入れるのかどうかとか、公共的なもののみとするなど色々あると思います。

意識としては、コミュニティというものを、自治基本条例の中でどのようなものと位置づけて、まちづくりの担い手として重要であるとして、それを支援することがまちづくりの活性化にも繋がっていくというようなことでしょうか。

(横山会長)

具体的に規定もできるでしょうし、ニセコ町の第14条のように抽象的に規定することもできます。

(神野委員)

よろしいでしょうか。稚内市の第3条にありますコミュニティの定義というところでは、抽象的に規定していますね。

(横山会長)

そうですね。冒頭の部分といたしまして、3条では抽象的に規定してあります。その後の章で出てくるときには、町内会とかボランティア団体など具体的に入れてあります。そして力点はコミュニティ活動にあります。

(石黒副会長)

何かを規制するような条例ですと厳密に規定しないと問題があるかもしれませんが、自治基本条例のような条例で、厳密性を追求しようとする、主旨から外れていくようなことが次々出てくると思います。

(横山会長)

そうですね、自治体の条例の多くは規制条例ですから、当然表現も「～しなければならない。」となります。

どうでしょう、今の議論で何とかかなりそうですか。部会でコミュニティも含めて部会で検討いただきたいと思います。

続きまして、フォーラムについてお話したいと思います。自治基本条例の市民への周知ということがありますので、ワークショップもそういう主旨でしたが、ワークショップはある程度限られた人数で開催しましたが、フォーラムではもっと多くの人たちと議論をして意見交換するというところで、フォーラムを開催したいと思います。特に最も重要な部分と思われる住民協働とコミュニティについて目処がついたら開催をしたいと思います。委員会の会議がすべて終わり、報告書を市長に提出した後に行うという考えもありますが、むしろ策定段階で意見をもらいたいというのがあります。自治基本条例の中核は、住民参加、協働でありますので、この秋のタイミングで行いたい。

※日程調整を行い 8月は 部会 8月16日火曜日 策定委員会 8月25日木曜日となった

※フォーラムについては、10月下旬を開催目処として、10月号の広報おたるに記事を掲載し周知する。

※次回は策定委員会は7月22日に開催することになった。

以上で閉会した